

参加者が 21 歳の集い～1 年越しの旧友との再会～実施時に行う

感染防止策チェックリスト

船橋市教育委員会 社会教育課

【参加者が遵守すべき事項】

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（利用当日に書面で確認を行う）
 - ・ 37.0 度以上の発熱又は、37.0 度未満でも平熱比 1 度以上ある場合
 - ・ 息苦しさ・強いだるさの症状がある場合
 - ・ 咳、咽頭痛などの症状がある場合

- マスクの着用を徹底する。やむを得ずマスクを外すときは会話をしない

- 移動時の感染予防策として、会場への移動時、公共交通機関を利用の際は、口元、鼻を含む顔面へ手を向ける前に消毒もしくは手洗い（石鹸・ハンドソープ（30 秒以上））をすること

- 会場での感染予防策
 - ・ 会場の入口等に設置してある消毒液で手指消毒を行うこと
 - ・ 受付時に検温を行うこと

- 事業終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、社会教育課に対して速やかに報告するとともに保健所が行う疫学調査に協力すること

- 飲食は行わない

- ゴミは持ち帰ること

- 当日は、市HPに掲載している「新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う確認事項」に必要事項を記入し、会場へ持参すること。